

# 中小岩小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

## いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという認識を全教職員で共有する。

また、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、**学校いじめ対策委員会**【校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、教務主任、人権主任、道徳主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー】を定期的開催し、基本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、いじめ等が発見された場合はすぐに開催し、早期対応にあたる。さらに、学校サポー

トチーム【教職員、保護者、子ども見守り隊、学校評議員会、民生児童委員、警察職員等】を招集し、情報を共有し、連携していじめ対策に取り組む。

### 3 いじめの未然防止の取組

#### (1) わかる授業づくり

児童・生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業実践に努める。

#### (2) 道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるようにすると共に、人とかかわりを大切に、思いやりの心の育成を図っていく。

#### (3) 体験活動の充実

他者とかかわるコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

#### (4) 学級経営の充実

互いのよさを見つけたり考え方の違いに気づかせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

### 4 いじめの早期発見のための取組

#### (1) アンケート・聞き取り調査の実施

年間3回児童に対するアンケート調査を行うとともに、必要に応じて随時聞き取り調査を実施する。

#### (2) 教育相談の実施

スクールカウンセラーによる5年生の全員面接、「お話聞いて箱」の設置、週1回の相談日等、全児童を対象とした教育相談を実施する。

#### (3) 保護者・関係機関との連携体制の構築

学校便り、保護者会、その他、保護者・関係機関（すくすくスクール、その他）と常に連絡を取り合い、連携を密にする。

#### (4) いじめ防止に関する研修の実施

いじめの防止に関する研修を計画的に実施し、日々の観察の仕方など、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

## 5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより児童が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

### (2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校の下に学校いじめ問題調査委員会【福祉・医療機関、PTA、民生・児童委員等】を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。